

千葉県環境学習等行動計画（素案）

～ちばの未来を創る「行動する人づくり」～

令和 年 月

千 葉 県

◆「環境学習等」とは

環境を学ぶという意味を表す言葉として、「環境教育」と「環境学習」がありますが、両者に厳密な区分はなく、一般的には同義に使われています。

本計画では、県民一人ひとりが自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境教育と環境学習の総称として、「環境学習」という言葉を用います。

また、本計画中、「環境学習等」とは、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境学習並びに協働取組」と定義しています。

目 次

| | |
|-----------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| 第1章 計画の基本的事項 | 2 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| (1) 環境学習等の必要性 | 2 |
| (2) 環境学習等に関する動向 | 3 |
| 2 計画の位置付け | 8 |
| 3 計画期間 | 8 |
| 第2章 環境学習等の現状と課題 | 9 |
| 1 環境学習等に関する県民意識・参加状況 | 9 |
| 2 環境学習等に携わる各主体との意見交換 | 13 |
| 3 環境学習等に関する課題の整理 | 15 |
| 第3章 計画の目指す方向 | 16 |
| 1 基本目標 | 16 |
| 2 推進に当たっての視点 | 17 |
| (1) SDGsやESDの視点を取り入れる | 17 |
| (2) 体験活動を通じた学びを实践する | 18 |
| (3) 生涯にわたる行動に結びつける | 18 |
| (4) みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む | 19 |
| 3 各主体の役割 | 21 |
| (1) 家庭の役割 | 21 |
| (2) 学校の役割 | 22 |
| (3) NPO等の役割 | 23 |
| (4) 事業者の役割 | 23 |
| (5) 行政の役割 | 24 |
| 第4章 推進施策 | 25 |
| 1 人材の育成と活用 | 26 |
| 2 情報発信・普及啓発 | 28 |
| 3 プログラム・教材の整備 | 30 |
| 4 参加の場や機会の提供 | 32 |
| 5 活動基盤の充実 | 35 |
| 6 協働取組の推進 | 37 |
| 第5章 推進体制 | 39 |
| 参考資料 | 40 |
| 環境学習等をめぐる国内外の動向 | 41 |
| 千葉県環境学習等行動計画策定までの経過 | 43 |
| 千葉県環境審議会企画政策部会委員名簿 | 44 |
| 千葉県環境学習等行動計画策定に係る意見交換会参加者名簿 | 45 |
| 千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱 | 46 |

はじめに

本県は、三方を海に囲まれ、温暖な気候の下、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・生育する里山・里海など、豊かで多様な自然に恵まれています。

私たちの日々の暮らしを支え、安らぎと潤いを与えてくれる、このかけがえのない財産を、将来世代に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務です。

現在、私たちは、地球温暖化をはじめ、生物多様性の保全や廃棄物問題など、多くの環境問題に直面しています。これらの問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動における環境負荷が自然の再生能力を超えてしまったことに起因しています。

また、我が国では、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、地域コミュニティの機能低下による環境保全の取組への影響が懸念されているほか、近年頻発する台風等の自然災害や、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大においても明らかとなったように、現代の環境・経済・社会の諸課題は相互に関連し、複雑化してきています。

こうした課題を解決し、持続可能な社会を実現するためには、私たち一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として理解し、自らのライフスタイルや事業活動を環境に配慮した形へ転換するなど、具体的な行動を実践していく必要があります。そのためには、「行動する人づくり」を進めていくことが重要です。

県では、2007年（平成19年）9月に改定した「千葉県環境学習基本方針」に基づき、環境学習等の推進を図ってきましたが、時代や社会の変化を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる世代、あらゆる主体の具体的な行動の実践を、一層促すため、新たに「千葉県環境学習等行動計画」を策定することとしました。

本県の豊かな環境を将来世代に引き継いでいけるよう、計画を着実に推進し、県民・NPO・学校・事業者・市町村等、多様な主体と連携・協働しながら、環境学習等を通じた「行動する人づくり」を進めていきます。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 環境学習等の必要性

高度経済成長期以降、工業化や都市開発の進展、流通のグローバル化、ICT（情報通信技術）の発達により、私たちの暮らしは便利で豊かなものとなりました。

一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、地球環境に大きな負荷をかけ、地球温暖化や生物多様性の減少などの地球規模の環境問題として顕在化してきており、経済や社会的な問題とも密接かつ複雑に関わり合っています。

このような背景の下、2015年（平成27年）には、環境・経済・社会の統合的向上を実現するための国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」、歴史上初めて全ての国と地域が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した「パリ協定」など、環境問題解決に向けて、国際社会全体で行動していく枠組みが構築されました。

経済・社会活動がグローバル化している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、地球環境の変化もまた、私たちの生活に影響を及ぼしており、私たちは、こうした地球規模の環境問題とも無縁ではありません。

特に地球温暖化の進展は、近年頻発している台風等の自然災害のリスクを高めることが懸念されており、私たちだけでなく、将来世代、そして地球上の多くの生物の存続に関わるほどの危機的な状況に直面しているとも言えます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、グローバル化や大都市への人口集中・一極集中のリスクを顕在化させた一方、グリーンリカバリー*の考え方や、若者による気候変動への対策を求める活動が広まるなど、経済活動と環境保全の両立等、人と自然の関係性を改めて考える契機になったとも言えます。

このような前例のない地球規模の課題が増大し、環境・経済・社会的な側面が複雑に関わり合っている現代においては、一人ひとりが世界の様々な課題を「自分ごと」として捉え、他者と協働しながら、課題解決に向けて行動を実践することが重要であり、「行動する人づくり」の基盤となる環境学習等を一層推進していくことが必要です。

※グリーンリカバリー…新型コロナウイルス感染症からの経済復興と同時に脱炭素等の環境問題解決に一層取り組み、災害や感染症に負けない強靱な社会を作るという考え方

(2) 環境学習等に関する動向

ア 本県における環境学習等の取組

(ア) 千葉県環境学習基本方針

県では、1992年（平成4年）3月に「千葉県環境学習基本方針」を策定し、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、指導者の育成など総合的な環境学習の取組を推進してきました。

その後、2003年（平成15年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境教育推進法」という。）が制定されるなど、環境学習を取り巻く状況の変化を踏まえ、2007年（平成19年）9月に千葉県環境学習基本方針を改定しました。

同基本方針では、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり」を目標に掲げ、県民・学校・事業者・行政など環境学習に取り組む各主体による連携・協働した取組を推進し、指導者の育成、学習教材の作成、各種イベント・講座の実施、学習拠点の連携強化等、学習内容と機会双方の充実を図ってきました。

この基本方針の改定から10年以上が経過し、この間、環境学習等に関する法改正や、SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択など、環境学習等を取り巻く状況も大きく変化しており、より一層環境学習等の取組を推進し、あらゆる世代、あらゆる主体の具体的な行動を促していく必要があります。

(イ) 第三次千葉県環境基本計画

県では、1995年（平成7年）に制定した「千葉県環境基本条例」に基づき、1996年（平成8年）に、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「千葉県環境基本計画」を策定し、県民、市民活動団体、事業者、市町村など様々な主体と連携・協働し、環境問題の解決に向けた取組を推進してきました。

2019年（平成31年）3月に策定した「第三次千葉県環境基本計画」では、SDGsの考え方も活用し、分野横断的な施策の展開により、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指すこととしており、環境学習等の推進についても、計画が掲げる6つの政策分野に共通する基盤的な施策として位置付けています。

イ 国内外の動向

(ア) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

2011年(平成23年)6月、環境教育推進法の改正法として、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)が公布されました。同法では、家庭、職場、地域等のあらゆる場で自発的な環境教育が行われるよう、幅広い実践的人材づくりにつながる認定制度等の充実が図られるとともに、法の目的に協働取組の推進が追加され、民間団体、学校、事業者、行政などの協働の重要性が示されました。(2012年(平成24年)10月完全施行)

また、2018年(平成30年)6月には、環境教育等促進法に基づく、国の環境教育等の推進に関する基本的な方向性や施策を示した「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基本的な方針」が変更され、体験活動の意義を捉え直し、体験活動を促進していく方向性が示されました。

(イ) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年(平成27年)の国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

その中に記載された「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」は、「誰一人取り残さない」を理念とし、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17の目標と169のターゲットを設定し、すべてのステークホルダーが協同的なパートナーシップの下、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

また、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」のターゲット4.7では「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進が掲げられています。

ESDは、現代社会における様々な課題を「自分ごと」として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会の実現を目指すための学習や教育活動であり、環境学習を進める上での重要な視点です。

2016年(平成28年)12月に政府のSDGs推進本部で決定された「SDGs実施指針」の中でも、SDGsを達成するための具体的施策として、「ESD・環境教育の推進」が盛り込まれています。

参考 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ

参考 1-2 SDGs 目標 4 「質の高い教育をみんなに」ターゲット 4.7

「2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」（出典：外務省ホームページ）

参考 1-3 SDGs 実施指針（付表抜粋）

《ESD（持続可能な開発のための教育）・環境教育の推進》

「ESD 国内実施計画や環境教育等促進法に基づき、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、発達段階に応じた適切な教育が実践されるよう、ESD や環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していく。学校教育における SDGs に関する学習等を通じ、子供たちに持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、2020 年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や、学校現場で活用される教材の改善・充実を推進する。」

(ウ) ESDに関するグローバル・アクション・プログラム

2013年(平成25年)、我が国が提唱した「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継として、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択されました。

また、2016年(平成28年)3月には、「我が国における『ESDに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」が策定され、ESDの推進が図られています。

2019年(令和元年)には、GAPの後継としての新たな国際的枠組みとなる「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて(ESD for 2030)」が国連総会で採択され、ESDの強化とSDGs達成への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すこととされています。

参考1-4 ESD概念図



出典：ユネスコスクールで目指すSDGs- 持続可能な開発のための教育(ESD)(日本ユネスコ国内委員会)

参考1-5 持続可能な開発のための教育(ESD)

ESD=Education for Sustainable Development

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。(ESD国内実施計画(H28.3 ESD関係省庁連絡会議決定)より抜粋)

①人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、

= 「持続可能な開発(Sustainable Development)」の考え方。

今のままでは環境、経済、社会の様々な面で「持続不可能」となってしまう
私たちの世界を、「持続可能な社会」に変えていく！

②現代社会における様々な(地球規模の)問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、

= 持続不可能な社会の要因となる様々な地球規模の問題の存在を知り、
それらの問題が自分たちの生活とつながっていることを理解した上で、
自分でできることをやってみる！

③問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし。

= 「取組」だけで終わらず、持続可能な社会づくりに必要な価値観や能力・態度の習得など、
学習者の「変容」をもたらし！

出典：-ユネスコスクールで目指すSDGs- 持続可能な開発のための教育(ESD) 日本ユネスコ国内委員会

ウ 学校教育等に関する動向

(ア) 教育基本法の改正

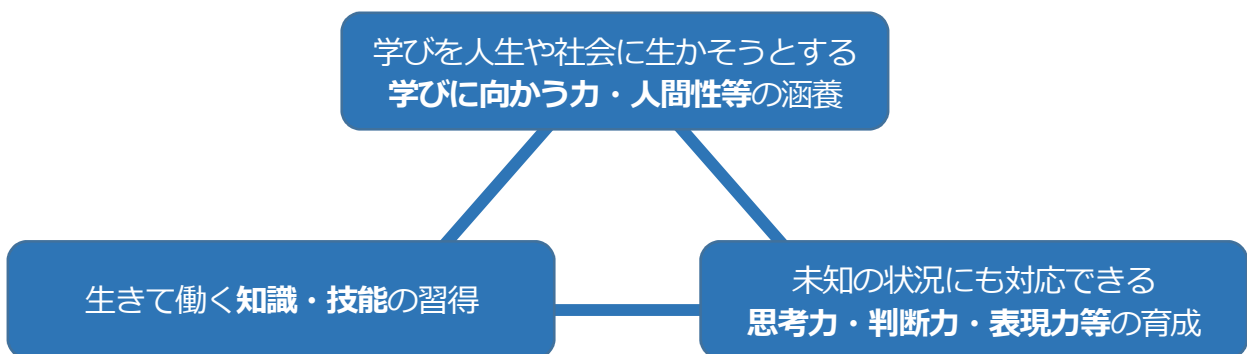
学校教育においては、2006年（平成18年）の「教育基本法」の改正により、教育目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」と規定され、学習指導要領等において、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容が充実されました。

(イ) 学習指導要領等の改訂

2017年（平成29年）以降、順次改訂・実施されている幼稚園教育要領及び小中高の学習指導要領では、その前文において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられ、E S Dの視点により、教科等横断的に学習を進めることが求められています。

また、今回の改訂により、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点から学習過程を改善することがポイントの一つとして示されました。未知の課題にも主体的に取り組み、他者との対話・協働により考えを広げ、問題の本質を見出して解決策を創造できる力を育もうとするもので、環境学習を進める上でも重要な視点です。

参考 1-6 学習指導要領で示された育成すべき資質・能力の三つの柱

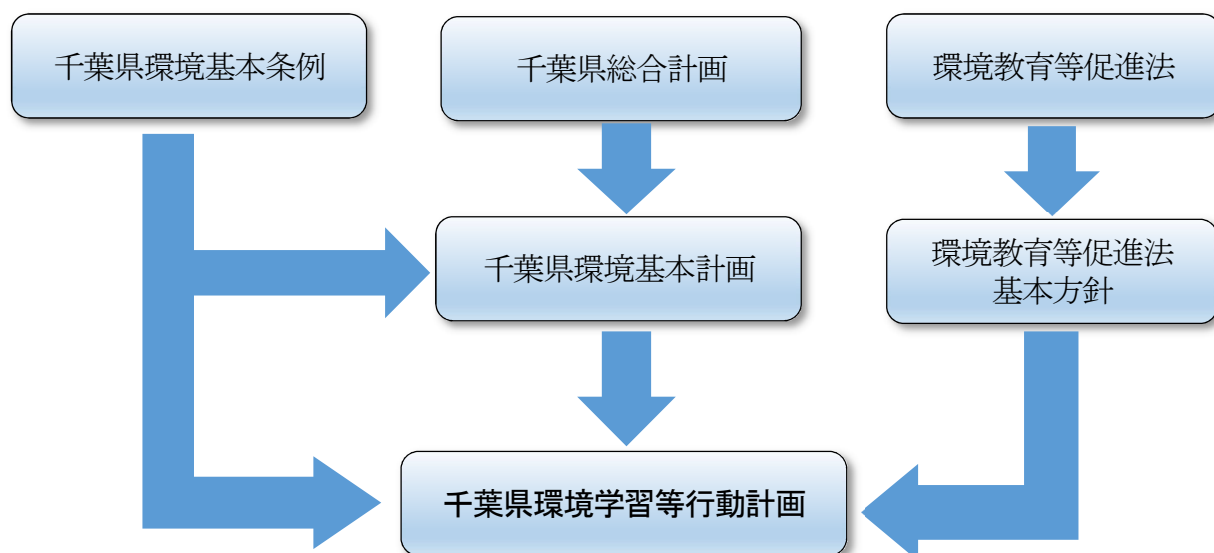


出典：文部科学省ホームページ

2 計画の位置付け

本計画は、環境教育等促進法第8条^{※1}に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」として、また、千葉県総合計画及び千葉県環境基本計画並びに千葉県環境基本条例第18条^{※2}を踏まえ、本県の環境学習等を推進するための基本的な考え方と具体的な施策等を示した個別計画として位置づけます。

参考 1-7 環境学習等に関する法令・計画の体系図



3 計画期間

SDGsが2030年までの目標であることを踏まえ、2030年度（令和12年度）までを計画期間とし、新たな課題や、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

※1 環境教育等促進法

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

※2 千葉県環境基本条例

(環境の保全に関する学習の推進)

第十八条 県は、県民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

第2章 環境学習等の現状と課題

1 環境学習等に関する県民意識・参加状況

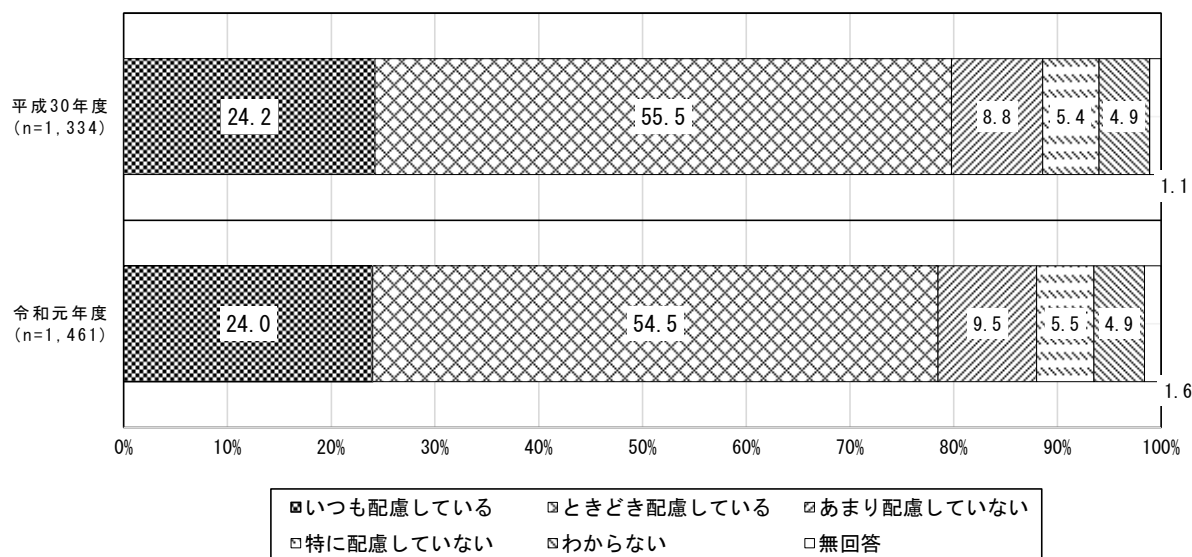
県では、毎年実施している県政に関する世論調査等において、県民の環境保全に関する意識や行動の変化を経年的に把握し、環境学習等を推進する上での基礎資料として活用してきました。近年の調査結果からは、概ね以下のような傾向を読み取ることができます。

■日常生活における環境配慮行動

「日常生活の中で環境に配慮して行動している人の割合」（参考 2-1）を見ると、「配慮している」と答えた人の割合は、2018年度（平成30年度）から2019年度（令和元年度）にかけて約8割の高い水準で推移しており、環境保全に対する社会的関心の高まりを反映しているものと考えられます。

一方、年代別の回答（参考 2-2）を見ると、30代以下の若年層に、「配慮している」と答えた人の割合が低い傾向が見られ、若年層の関心を喚起し、意識・行動をいかに変えていくことができるかという点が課題と言えます。

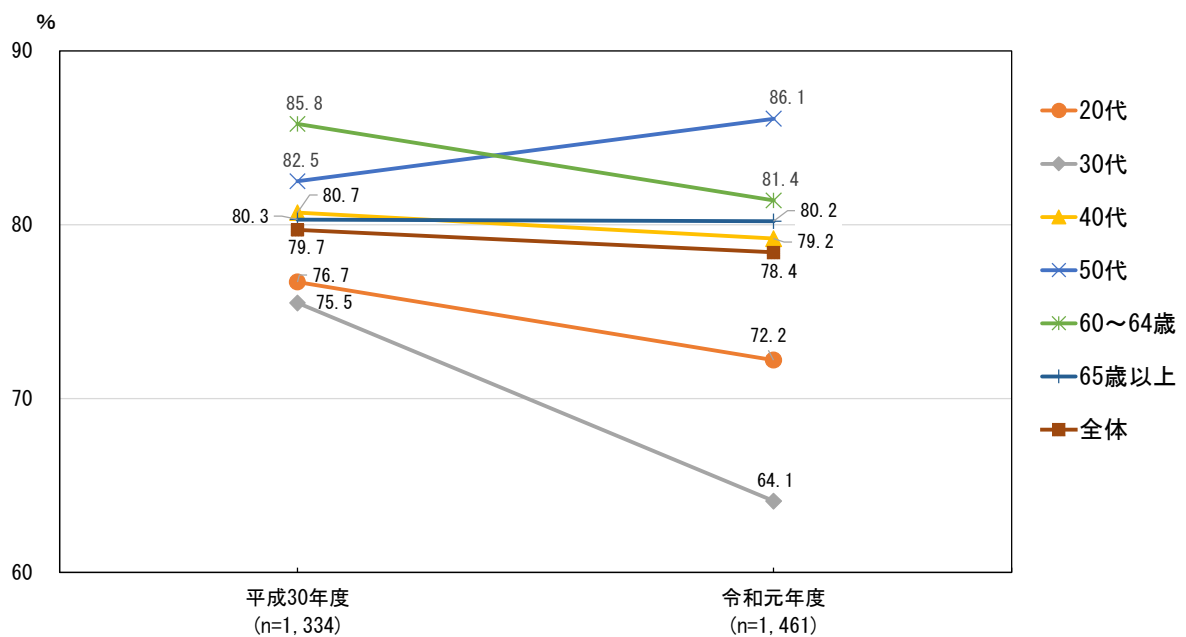
参考 2-1 日常生活の中で環境に配慮して行動している人の割合（県政世論調査）



| | H30 | R1 |
|------------|-------|-------|
| 配慮している（計） | 79.7% | 78.4% |
| 配慮していない（計） | 14.2% | 15.0% |

（注）「配慮している」：「いつも配慮している」と「ときどき配慮している」の計
「配慮していない」：「あまり配慮していない」と「特に配慮していない」の計

参考 2-2 日常生活の中で環境に配慮して行動している人の年代別割合（県政世論調査）



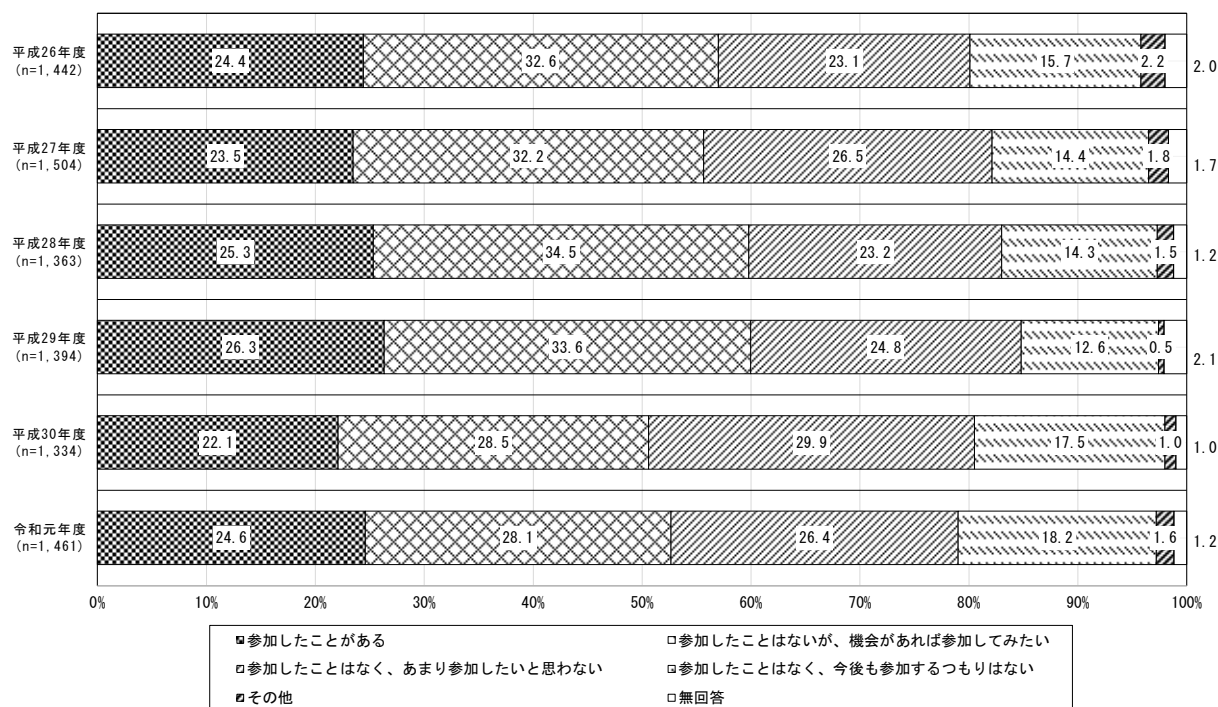
■環境保全活動への参加状況

「環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへの参加状況」（参考 2-3）を見ると、「参加意向あり」の割合は、2014 年度（平成 26 年度）から 2019 年度（令和元年度）にかけて約 6 割弱～5 割の水準で推移しているものの、実際に「参加したことがある」人の割合は 2 割台半ばと低い水準で推移しており、参加したい意向はあるものの、具体的な活動への参加までには結びついていない状況が見受けられます。

また、年代別の回答（参考 2-4）を見ると、60 代以上で、実際に「参加したことがある」人の割合が比較的高く、40 代以下の割合が低い傾向が見られ、定年を迎え、比較的時間に余裕のある高齢層ほど参加率が高く、仕事や子育て中の比較的若い世代は、参加する時間が取りにくいという事情も推測されます。

時代のニーズに合わせた多様な手法・柔軟な形態により、幅広い世代に参加のきっかけを作っていく必要があると考えられます。

参考 2-3 環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへの参加状況（県政世論調査）

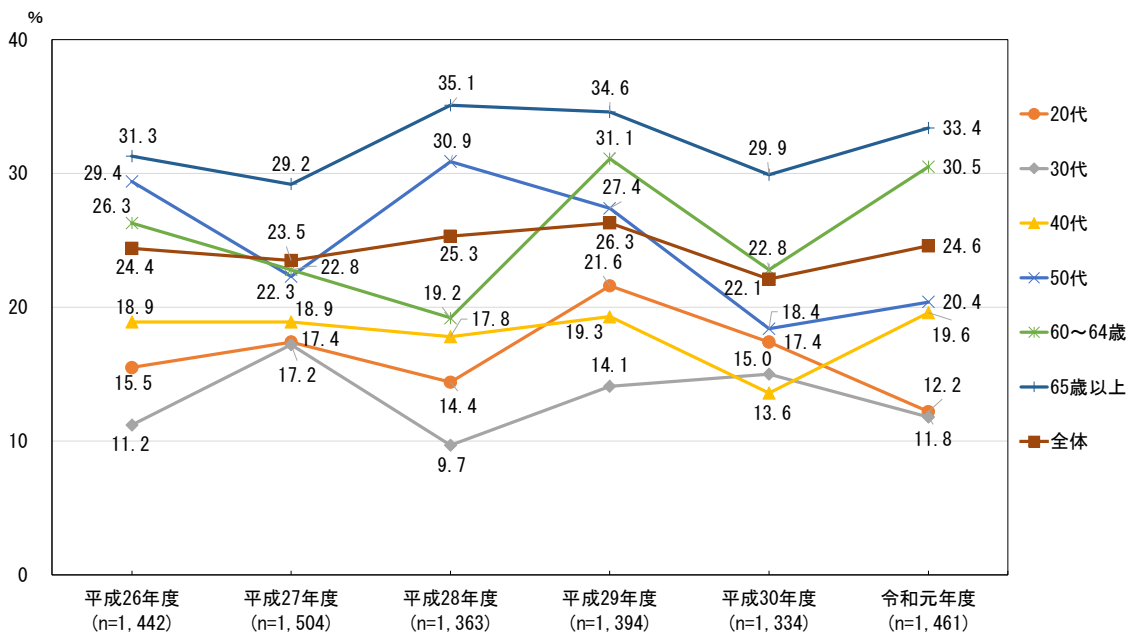


| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 参加意向あり | 57.0% | 55.7% | 59.8% | 59.9% | 50.6% | 52.7% |
| 参加したことがある | 24.4% | 23.5% | 25.3% | 26.3% | 22.1% | 24.6% |
| 参加意向なし | 38.8% | 40.9% | 37.5% | 37.4% | 47.4% | 44.6% |

(注) 「参加意向あり」: 「参加したことがある」と「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」の計

「参加意向なし」: 「参加したことはなく、あまり参加したいと思わない」と「参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」の計

参考 2-4 環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへ参加したことがある人の年代別割合（県政世論調査）



■県が実施する環境学習への参加状況

「県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数」（参考2-5）を見ると、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）にかけて減少傾向にあったものの、2018年度（平成30年度）には増加に転じています。一概に評価することはできませんが、前述の環境保全活動への参加と同様、時代のニーズに合わせた多様な手法・柔軟な形態により、幅広い世代に参加のきっかけを作っていく必要があると考えられます。

参考2-5 県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数（県環境白書）

単位：人

| 講座等名 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 環境学習アドバイザー派遣事業 ^{※4} | 1,038 | 1,673 | 2,080 | — | — |
| 水生生物による水質調査 | 424 | 484 | 589 | 416 | 293 |
| 手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座 ^{※2} | 4,524 | — | — | — | — |
| 自然観察会 ^{※3} | 1,069 | 946 | — | — | — |
| 探鳥会 | 44 | 12 | 16 | — | 13 |
| こどもエコクラブ登録者数 | 4,340 | 8,903 | 8,371 | 3,744 | 4,055 |
| エコメッセ | 12,000 | 12,000 | 8,500 | 8,000 | 9,000 |
| 環境講座 ^{※1} | 375 | 287 | 665 | 476 | 456 |
| 温暖化防止活動推進員出前講座受講者数 | 7,465 | 9,051 | 8,022 | 5,862 | 5,828 |
| 「ちば環境学習応援団」登録制度 ^{※5} | — | — | — | 6,092 | 10,210 |
| 合計 | 31,279 | 33,360 | 28,243 | 24,590 | 29,855 |

※1 環境講座には環境学習・環境保全活動の指導者を養成する講座の受講者を含む

※2 平成26年度で事業廃止

※3 平成27年12月末で事業廃止

※4 平成28年度で事業廃止

※5 平成29年度から事業開始

2 環境学習等に携わる各主体との意見交換

本計画を策定するに当たり、環境学習等に携わる各主体（県民・NPO等、学校、事業者、市町村）から現状の課題や今後の取組等に関する意見を聞くため、計2回の意見交換会を開催しました。

参加者からは、それぞれの立場で感じている課題等、様々な意見が出されましたが、「これからの環境学習等を担う人材育成が重要であること」、「各主体間の連携・協働をさらに進めていく必要があること」といった点は、共通認識として挙げられました。

また、今まであまり接点のなかった分野との意見交換を通じて、新たな気づきを得る機会ともなり、このような多様な主体が交流する機会を作ってほしいとの意見も寄せられました。



意見交換会の様子

■第1回意見交換会（2019年（令和元年）10月30日）

テーマ：環境学習等に関する課題、取組の方向性

参加者：環境学習等に携わる関係者（NPO、大学生、教員、事業者、市町村、県）13名

【主な意見】

（環境学習等に関する課題）

- ◆ 環境学習等を担う人材が高齢化しており、若手の人材が不足している
- ◆ 環境学習等に関する情報が集約されていない
- ◆ 効果的な情報発信が必要（SNSの活用等）
- ◆ 関心の低い人へいかに参加のきっかけを作るか工夫が必要
- ◆ 時代のニーズに合わせたプログラムが不足している
- ◆ 環境学習等の場に参加する機会が少ない、参加する時間がない
- ◆ 環境学習等へ参加した者の意識や行動の変化の継続的な把握が必要
- ◆ 環境保全活動へ参加する若者が少ない
- ◆ 環境保全活動を継続的に行うための資金・人員が不足している
- ◆ 各主体間の連携が十分でない、どこと連携すればよいか分からない
- ◆ 環境問題を自分事として捉えてもらうことが重要
- ◆ 環境問題と日々の暮らしとの結びつきを理解することが重要

(環境学習等に関する取組の方向性)

- ◆ リーダーやコーディネーター等の人材育成が必要
- ◆ 若年層や関心が低い人に向けた情報発信・啓発手法の検討が必要
- ◆ 身近なところからの行動を促し、本県の特徴を活かした取組が必要
- ◆ SDGs やESDの視点を取り入れた取組が必要
- ◆ 様々な主体が適切に役割分担し、連携・協働していくことが重要

■第2回意見交換会（2019年（令和元年）11月20日）

テーマ：行動計画の目標、推進に当たっての視点、推進施策等

参加者：環境学習等に携わる関係者（NPO、大学生、教員、事業者、市町村、県）14名

【主な意見】

(計画の目標、推進に当たっての視点)

- ◆ 必要なキーワードとしては、「持続可能な社会」、「主体的・主体性」、「行動」、「連携・協働」など
- ◆ 社会環境を踏まえた視点も必要（AI・人口減少・変化への対応等）

(計画の推進施策等)

- ◆ コーディネーターの育成や研修・交流機会の充実
- ◆ 情報の一元化
- ◆ SNSの活用
- ◆ 観光地や集客施設等、効果的な場での情報発信・普及啓発
- ◆ 学校教育用の環境学習プログラムの作成
- ◆ ゲームや遊びの要素を盛り込んだプログラムの作成
- ◆ 体験活動の促進
- ◆ 花火大会や産業まつり等、既存イベントと合わせた環境保全活動
- ◆ 行動と数値の評価
- ◆ 活動のブランド化
- ◆ 環境保全活動に関する資金面の援助
- ◆ 産官学連携
- ◆ 多様な世代・主体との協働、意見交換の場

(その他)

- ◆ 都市部と農村部の交流
- ◆ 過去（先人）からの学びの視点
- ◆ 地域の暮らしや生産現場の人との関わりから環境を学ぶ視点
- ◆ 日々の生活に当たり前に環境の視点が入ってくる

3 環境学習等に関する課題の整理

県政に関する世論調査や各主体との意見交換会等の結果を踏まえて整理した環境学習等の課題は以下のとおりです。

- ・ 環境への意識は高まってきている一方、環境保全活動への参加等、具体的な「行動」までには結びついていない。
- ・ 環境問題を「自分ごと」として捉え、他者と協働しながら、問題解決に向けて「行動」を実践することが重要である。

○若手人材の育成

これまで環境学習等を担ってきた人材の高齢化や、SDGsなどの環境学習等を取り巻く状況の変化を踏まえ、これからの千葉県の環境学習等を牽引するリーダーや、各主体間の調整やネットワークづくりを行うコーディネーター等の役割を担うことができる新しい視点を持った若手人材の育成が必要である。

○時代のニーズに合わせた取組

若者や環境問題に関心の低い人が環境学習等に参加するきっかけを作っていくとともに、それぞれが自身のライフスタイルに合わせて無理なく参加できるよう、時代のニーズに合わせた柔軟な形での取組が必要である。

○ライフステージに応じた取組

家庭、学校、職場、地域などあらゆる場を通じ、子どもから大人まで幅広い世代において、ライフステージに応じた適切な手法・内容により、生涯にわたって行動する人材を育てる視点で行うことが必要である。

○地域資源を活かした取組

本県は、海や里山などの豊かな自然や、都市部から農山漁村部まで多様な地域性を有しており、本県の自然・産業・文化等の地域資源を活かした体験活動を促進することが重要である。

○多様な主体との連携・協働

現在の環境問題は経済や社会的課題とも密接に関係しており、環境学習や環境保全活動の推進に当たっても、社会のあらゆる主体が、それぞれの得意分野を活かしながら適切に役割分担し、連携・協働して進めていくことが今まで以上に必要である。

○SDGsとの関連付け

環境学習等の取組が、具体的な行動につながっていくよう、SDGsの考え方を活用し、一人ひとりの行動が持続可能な社会づくりにどう寄与するのかを関連付けて取り組むことが効果的である。

第3章 計画の目指す方向

1 基本目標

これまで本県では、千葉県環境学習基本方針に基づき、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり」を目指し、各種環境学習の取組を実施してきました。しかしながら、第2章「環境学習等の現状と課題」のとおり、環境への意識は高まってきていると考えられるものの、具体的な行動までには結びついていないのが現状です。

現在の環境問題は、経済や社会的な課題とも密接に関連し、複雑化している状況にあります。これらを統合的に解決し、持続可能な社会を構築するためには、あらゆる主体が環境問題を「自分ごと」として理解・行動し、連携・協働して取り組んでいく必要があります。そのためには、環境学習等を通じて「行動する人づくり」を進めていくことが重要です。

そこで、持続可能な社会の構築に向けて、多様な主体と連携・協働し、具体的に行動していくことができる人づくりを一層進めるため、本計画の基本目標を以下のとおり定めます。

ちばの未来を創る「行動する人づくり」
～みんなで作る持続可能な千葉～

また、「行動する人づくり」という目標達成に向け、その進捗を把握するための指標を以下のとおり設定し、積極的な施策の推進を図ります。

| 項目 | 現況 [基準年度] | 目標 [目標年度] |
|--|-----------------------------|--------------------------|
| 日常生活の中で環境に配慮して行動している人の割合* | 79.7% [2018 (H30) 年度] | 90.0% [2028 (R10) 年度] |
| 環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへ参加したことがある人の割合 | 24.6% [2019 (R1) 年度] | 35.0% [2030 (R12) 年度] |
| 県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数* | 24,590 人 [2017 (H29) 年度] | 25,000 人 (毎年度) |

※県環境基本計画で設定している指標であり、同計画の見直しと合わせて目標値の見直しを行う。

2 推進に当たっての視点

第2章の環境学習等の課題を踏まえ、基本目標の達成に向けて、次の4つの視点に立って、環境学習等の推進を図ります。

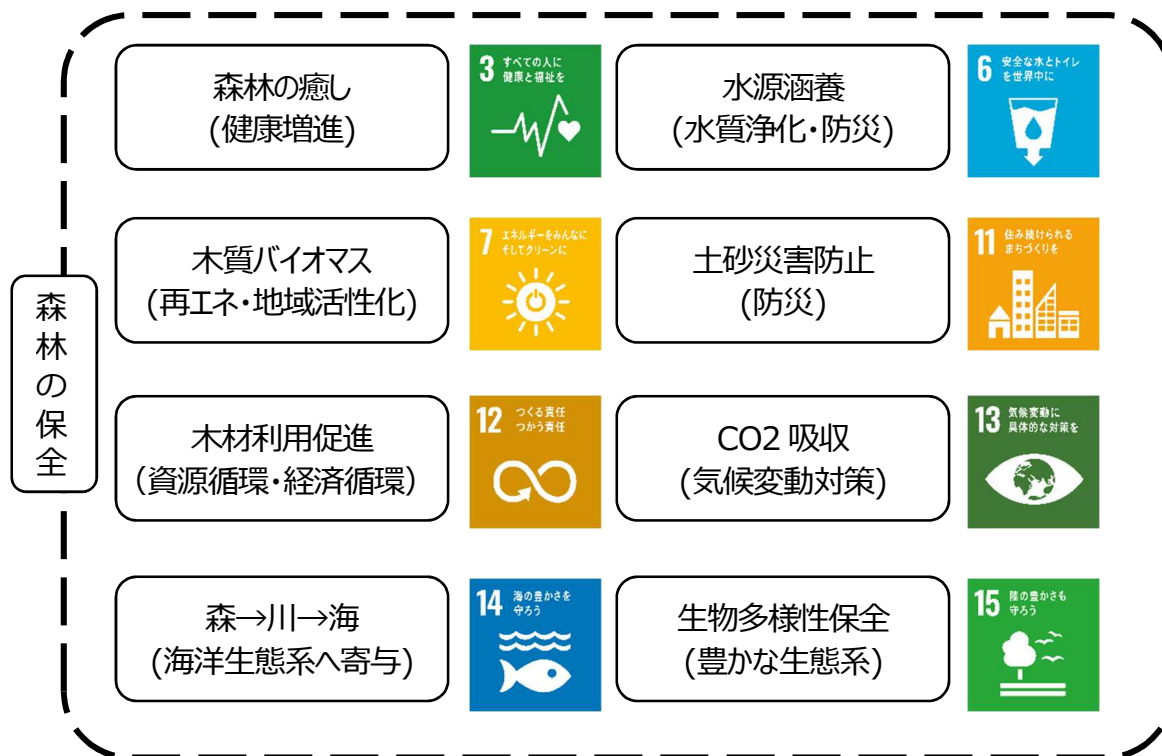
(1) SDGsやESDの視点を取り入れる

SDGsでは、あらゆる主体のパートナーシップにより、環境・経済・社会に関する課題を統合的に解決することにより、持続可能な社会を目指すこととされています。

環境学習等の実践に当たっても、SDGsと関連づけることにより、一人ひとりの意識や行動の変容を促し、持続可能な社会づくりに寄与していくという視点で取り組むことが重要です。

例えば、森林の保全をテーマとした学習を行う場合、参考3-1のように様々な視点からSDGsと関連づけることが可能であり、環境・経済・社会的な課題とのつながりや、私たち一人ひとりの日常生活とのつながりまで、より深く多面的に考えることが可能となります。

参考3-1 森林の保全とSDGsとの関連付けの例



※関連付けはあくまで一例であり、上記の内容に限定されるものではない

このような持続可能な社会の担い手をつくるための学習・教育活動がE S Dであり、E S Dを推進することが、SDG sの17全ての目標の達成につながるものであると言えます。

そのため、学校教育を始め、家庭、職場、地域等、環境学習等を実践するあらゆる場面において、E S Dの視点のもとに取り組むことが重要です。

(2) 体験活動を通じた学びを実践する

体験活動は、学んだ知識や理解に実感を持たせることができるほか、これまでに無かった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上といった効果を与えてくれるものであり、環境学習等を実践する上で、非常に重要な手法です。



本県は、首都圏にありながら、三方を海に囲まれ、温暖な気候の下、豊かで多様な自然に恵まれ、バランスの取れた産業構造や、多くの文化資源、観光資源を有しており、これらの地域資源を活かした体験活動を促進することにより、地域への関心や愛着を深め、行動につなげていくことが必要です。

また、体験活動を通じた環境学習等の実践に当たっては、遊びや創造の要素を取り入れる等の工夫により、環境問題に関心の低い人への参加のきっかけづくりや継続的な学びの意欲を育むことも必要です。

(3) 生涯にわたる行動に結びつける

日々の暮らしの中での環境に配慮した行動や地域の環境保全活動への参加等、生涯にわたって行動する人材を育てるためには、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場を通じ、子どもから大人まで幅広い世代において、それぞれのライフステージに応じた適切な手法・内容による環境学習等が必要です。



本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、地域の活力の低下とともに、環境保全の取組への影響が懸念される一方で、働き方改革による余暇時間の増大、I o T (モノのインターネット化) やA I (人工知能) 等の先進技術の開発をはじめとするI C Tの発達等、社会を取り巻く環境も大きく変化してきています。

こうした時代背景を踏まえ、若者や社会人、定年を控えた世代、環境問題への関心が低い人等、幅広い層に対し、環境保全に向けた行動のきっかけを作っていくため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用等、時代のニーズに合わせた効果的な情報発信や多様な手法による環境学習等の機会の提供を行うことが必要です。

（４）みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

気候変動、生物多様性の保全、海洋プラスチックごみや食品ロスなどの廃棄物問題等、現在の環境問題は、私たちの日々の暮らしや事業活動と深い関わりがあります。一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、環境学習等に取り組んでいくとともに、社会のあらゆる主体が、それぞれの持つ能力、資源、資金等を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で取り組むことが必要です。

こうした協働による取組を進める上では、自分と異なる世界を「つなげる」という視点が重要であり、これまで接点のなかった分野との出会いが、新たな気づきや行動を生み出す要因にもなり得ます。

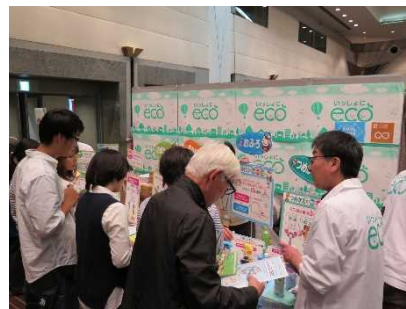
さらに、環境学習等の取組を継続・発展させていくためには、限りある自然や資源を大切にしてきた地域の文化や歴史を継承しつつ、次代を担う子どもたちや若者等の新しい視点を取り入れていくことが重要であり、幅広い世代間の交流を促進していくことが必要です。

また、環境学習等は、自然、産業、文化等の地域の特性に応じた取組を行うことが効果的であり、特性の異なる地域間の交流の視点を取り入れていくことも重要です。

本県は、都市部と農山漁村部が共存する多様な地域性を有しています。環境学習等の取組を行う際に、このような地域性の視点を取り入れることで、農山漁村部からの農林水産品や自然の恵みによって都市部が支えられ、人口減少・高齢化の影響が大きい農山漁村部を、都市部の人材や資金が支えることができるといった気づきを与え、具体的な行動を促すことにもつながります。

「エコメッセちば」は、持続可能な社会の実現を目指し、市民団体・大学・企業・行政など多様な主体による良好なパートナーシップの下で実行委員会を組織し、環境について子どもから大人まで楽しく学べる県内最大級の環境活動見本市として、1996年（平成8年）から毎年開催しています。

エコメッセでは、「環境問題が社会に与える影響」、「環境問題に関する市民団体、企業、行政の取組」、「環境にやさしい商品、技術」などを、すべての来場者に楽しく分かり易く伝え、誰もが自分にもできる環境配慮行動・保全活動を発見し、実践するとともに、環境活動の輪を広げることを目的としており、近年は毎年1万人前後の多くの県民が来場し、環境への気づきの場となるとともに、各団体間の交流の場にもなっています。



エコメッセ2019in ちば

3 各主体の役割

持続可能な社会づくりを進めていくためには、社会のあらゆる主体が、それぞれの立場を尊重し、得意分野や他の主体にはできない役割を理解した上で、互いに足りないところを補い合いながら、適切な役割分担のもと、環境学習等に取り組んでいくことが必要です。

(1) 家庭の役割

家庭は、基本的な生活習慣や社会規範を身につける場であり、家庭で体験したり学んだことが将来の考え方や行動に大きな影響を与えることから、「人づくり」のための重要な役割を担っています。

日頃から、学校や職場、地域で学んだことを家庭で話し合い、お互いに学び合って理解を深め、日々の暮らしや生活習慣を環境に配慮した形に見直していくことが必要です。

具体的には、日々の暮らしが環境問題と深く関わっていることを理解し、省エネの取組、食品ロスの削減、マイバッグやマイボトルの使用、ごみの減量・分別の徹底等、身の回りのできることを実践し、積み重ねていくことが重要です。

また、地域の清掃・美化活動や、各地で行われている環境イベント、環境保全活動に積極的に参加し、地域の自然や文化等に触れ、実際に体験することで、豊かな感受性を育み、環境を守り大切にすることを育てることが期待されます。

コラム

ちばエコスタイル



「もったいない」という言葉に象徴されるように、日本には昔からものを大切にし、愛着をもって最後まで使い切るといった文化があり、環境にやさしいライフスタイルが確立されてきました。

「ちばエコスタイル」とは、ごみを減らすために、身の回りのできることを実践するライフスタイルのことです。

マイバッグやマイボトルを持ち歩く、食べきれる量を注文するなど、少しずつでも、一人ひとりができることから行動に移していくことが、環境保全への第一歩です。

(2) 学校の役割

学校は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、児童・生徒等が環境に対するモラルやマナーの習得を通して、環境に関する知識を身に付けるのみならず、環境に配慮した行動が習慣として実践できるようになる場としての役割も担っています。また、集団活動を通して、環境問題の解決に不可欠な「人と関わる力」を養うことができる場でもあります。

学校では、教育活動の全体を通じて、発達段階や学習段階に応じた環境学習等を行うこと、各教科・領域間の関連に配慮しながら進めること、さらに、異なる校種間の連携や、家庭や地域等との連携にも配慮しながら進める必要があります。

○幼稚園、保育所、認定こども園

遊びや体験を通じて、楽しみながら自然や環境に対する興味や関心を持たせ、豊かな感受性を育てることが期待されます。

○小・中・高等学校・特別支援学校

学習指導要領等を踏まえ、各教科や総合的な学習・探究の時間等の中で、地域の実情や発達段階等に応じて、教科横断的に環境学習等を推進し、体験や探究を通じた学びにより、問題発見・解決能力等を身につけることが期待されます。



千葉県地球温暖化防止活動推進員
による小学校への出前講座

○大学等の高等教育機関

専門性を活かし、環境学習等の指導者や環境に配慮できる技術者の養成を担っているほか、NPO、事業者、行政等と連携・協働した環境学習等の取組や環境問題解決に向けた研究の実施が期待されます。

学校における環境学習等の推進に当たっては、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、様々な学びの場面でESDの考え方を取り入れ、取組の内容がSDGsの達成にどのように寄与するのか、関連付けた学習を行うことも重要です。

また、学校における環境学習等の推進に重要な役割を担う教職員への研修等を促進し、資質向上に努めることも必要です。

(3) NPO等の役割

地域において、自主的・自発的に環境学習等を行っているNPOやボランティア団体は、環境保全に対する市民の意識を高め、環境学習や環境保全活動への参加を促し、活動を広める上で大きな役割を果たしています。



市民と協働での美化活動

NPOは、それぞれの活動を通じ、豊富な知識と経験、幅広いネットワークを蓄積していることから、環境学習等の指導者としての役割を担うことや、県民、学校、事業者、行政など各主体間の連携・協働に積極的に関わり、様々な取組を効果的にコーディネートすることが期待されます。

また、地域には、自治会、子ども会、老人クラブなどの様々な団体があり、美化活動、清掃活動、リサイクル活動、自然保護活動など、地域に根差した環境保全活動が行われています。自分たちの住む地域をよく知っているこれらの団体は、地域特性や世代の多様性等の特徴を活かした環境学習等を展開することが期待されます。

(4) 事業者の役割

事業者には、事業活動が環境に及ぼす影響を認識し、製品やサービスのライフサイクル全体での環境負荷の低減や、環境に配慮した製品やサービスの提供に努め、環境と経済を同時に発展させていくことが期待されます。

また、社会貢献として、地域の環境保全活動への積極的な参画や、自らの施設や人材、ノウハウ等を活かした環境学習等を通じ、学校や地域等との連携・協働が期待されます。

こうした取組を進める上では、経営者から従業員までの全体の理解と参画を進めていくことが重要です。

地域と連携した環境保全活動や環境マネジメントシステムの推進、大学生等のインターンシップの受入れ等を通じて、職場での環境学習等に取り組むことで、家庭や地域における取組に広がることも期待されます。

現在、ESG投資^{*}の拡大等、環境に配慮する事業者への評価が高まっており、事業者にはこれまで以上に環境への配慮が求められていることから、事業活動とSDGsの関連付けを行う等、分かりやすい説明や成果の見える化を行うことにより、企業イメージの向上だけでなく、消費者への気づきや学びの機会を提供することにもつながります。

^{*}ESG投資…環境 (Environment) ・社会 (Social) ・企業統治 (Governance) といった要素を考慮する投資のこと。

(5) 行政の役割

県や市町村は、地域の環境に関する現状と課題を把握し、様々な主体による環境学習等の取組を支援するとともに、各主体間の連携・協働による取組の旗振り役を担うことが求められます。

現在の環境問題は、経済や社会的な課題とも密接に関連し、複雑化している状況にあり、分野横断的に取り組むことが必要であることから、環境部局と教育部局だけではなく、その他部局を含めた各部局が相互に連携・協働して取り組むことが必要です。

また、県や市町村も事業者として、率先して環境負荷の低減に取り組むとともに、研修等を通じて職員の環境への意識の向上を図り、家庭や地域において環境に配慮した行動の実践者となるよう努めることが必要です。

県は、県内全域を対象とした環境学習等を推進するための計画の策定や、推進の仕組みや体制づくりを行うとともに、国、市町村、NPO等、事業者などと連携しながら、広域的な課題等に対応した環境学習等を推進します。

また、環境学習等の拠点として重要な役割を担っている環境学習関連施設や自然体験等の場の情報を共有し、拠点間の連携・協働を促進していきます。

市町村は、住民にとって最も身近な行政機関であり、住民のニーズを的確に把握し、地域の自然環境や社会環境等の特性を生かした環境学習等の実施が期待されます。

身近な場における講座や学習会など、地域住民の環境意識の向上や環境保全活動への取組を推進するための機会づくり、公民館や児童館、生涯学習センターなど、地域の社会教育施設等の積極的な活用、地域の環境保全活動に対する協力や支援など、地域に根ざした環境学習等の推進が期待されます。

第4章 推進施策

本県の環境学習等の現状と課題及び推進に当たっての視点等を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けて、あらゆる主体が環境問題を自らの問題として捉え、理解するだけにとどまらず、具体的な行動につながっていくよう、次の施策を推進していきます。

推進施策体系図



1 人材の育成と活用

【取組の方向性】

子どもから大人まで幅広い世代において、環境問題を自らの問題として理解し、主体的に行動できる人材を育成するため、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場において環境学習等に取り組む指導者や、多様な主体間の調整やネットワークづくり等を担うコーディネーターの育成・活用に取り組むとともに、若者や子どもたち等、次代を担う人材の育成を進めます。

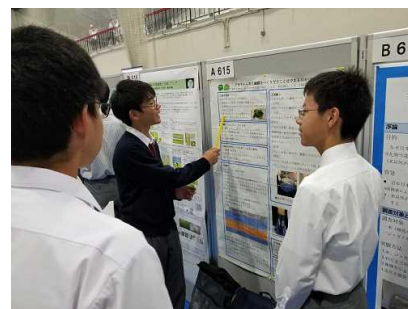
【主な取組】

(1) 学校や地域における指導者等の育成

- ・ 学校や地域における環境学習等の指導者としての力を備えた人材を育成するため、教職員等を対象に、SDGsやESDの視点を取り入れた研修を実施します。
- ・ 地球温暖化問題について、地域や学校における普及啓発活動の中心を担う地球温暖化防止活動推進員の知識・技能の向上を図るための研修を実施します。
- ・ 環境学習等を実践する多様な主体間の調整やネットワークづくり等を担うコーディネーターとしての力を備えた人材を発掘・育成するため、NPO等とも連携し、環境学習等に携わる人材の交流や研修の機会を提供します。

(2) 次代を担う若手人材の育成

- ・ 地域の自然や文化、産業等の資源を活かし、多様な主体を巻き込みながら、環境学習等を実践できるSDGsの視点を持った若手人材の発掘・育成を進めます。
- ・ 次代を担う子どもたちの環境問題に対する関心を喚起し、問題解決のための力を育成するため、環境学習等に取り組む学校やこどもエコクラブ[※]等の地域の活動を支援します。



千葉県環境教育モデル校の活動

※こどもエコクラブ…幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、平成7年度から環境省が支援している。子ども1名以上と活動を支える大人（サポーター）で構成され、サポーターによる支援のもと、子どもたちの興味・関心に基づく自主的な環境活動が行われている。

(3) 指導者等の人材の活用

- ・ 学校や地域において環境学習等を実践している指導者やコーディネーター等の人材を把握し、必要とされる場へ人材をつなぐことができる仕組みづくりを進めます。

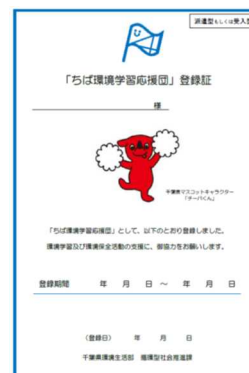
(4) 県の率先取組

- ・ 職員への研修を実施すること等を通じ、職員一人ひとりが家庭や地域で環境に配慮した行動の実践者となるよう努めます。

コラム ちば環境学習応援団

県では、県民、学校、地域団体等の自主的な環境学習及び環境保全活動を支援するため、講師派遣や施設見学、体験活動などに協力していただける事業者等を「ちば環境学習応援団」として登録し、県のホームページ等で紹介する取組を行っています。

応援団の活動は、子ども向けのエコ体験プログラムから、小中学校への環境学習出前授業、市民向け環境講座、リサイクル施設の見学等様々であり、県内各地で環境学習の場が提供されています。



ちば環境学習応援団による出前授業

2 情報発信・普及啓発

【取組の方向性】

様々な世代や主体が、環境学習等に関する必要な情報を必要な時に容易に入手でき、情報が共有できるよう、各主体と連携・協働して情報提供体制を整備するとともに、インターネットや各種メディアを活用するなど、時代のニーズに合わせた効果的な情報発信・普及啓発を行います。

【主な取組】

(1) 環境学習等に関する情報の集約・提供

- ・ 各主体と連携・協働し、県内各地で行われている環境学習等に関する講座やイベント、指導者等の人材やプログラム・教材、環境保全活動への助成制度等、環境学習等の実践に役立つ情報を集約し、広くインターネット等を活用して提供します。
- ・ 県が調査測定した環境データや調査研究の成果など、環境学習の素材となりうる情報を、広報誌やインターネット等を活用して分かりやすく提供します。

(2) 時代のニーズに合わせた情報発信・普及啓発

- ・ 気候変動、生物多様性、海洋プラスチックごみ、食品ロスなど、時代のニーズに応じたテーマについて、一人ひとりが日々の暮らしの中で実践できる取組など、行動に結び付けるための効果的な情報発信・普及啓発を行います。
- ・ 若者や環境問題に関心の低い人が、気軽に環境学習等へ参加するためのきっかけを作っていくため、インターネットやSNSを活用した情報発信・普及啓発を行います。

県においても、幅広い世代に対する新たな情報発信ツールとして、SNSを活用した情報発信を始めています。

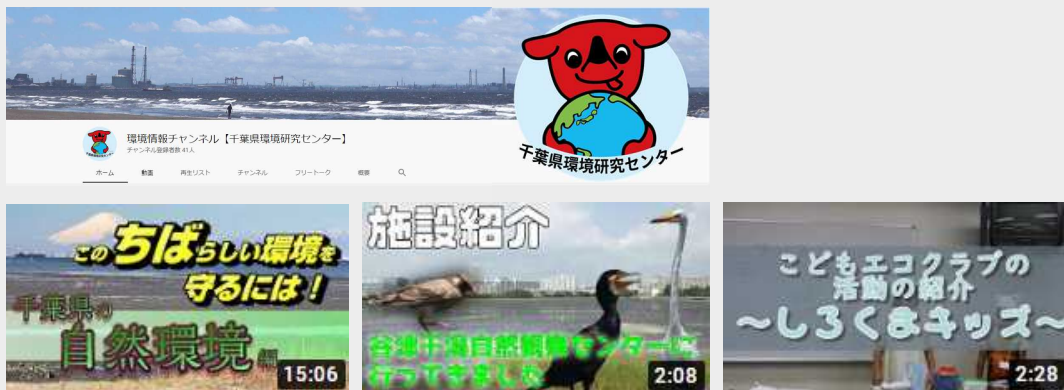
「環境情報チャンネル」は、環境情報を動画で配信することにより、県民に環境や環境問題に関する理解を深めてもらうことを目的として開設した YouTube チャンネルです。

当チャンネルでは、千葉県の環境に関する情報発信のほか、環境学習等を実践している団体の活動紹介や身近な工作・体験の様子など、楽しみながら環境を学べる動画の配信を行っています。

また、食料の使いきりや食べきりを実践し、食べ物を無駄にしない県民意識を醸成することを目的としたインスタグラムを開設し、食品ロス削減に関する情報発信を行うとともに、県民・事業者等との双方向でのコミュニケーションによる食品ロス削減を進めています。

《環境情報チャンネル (YouTube)》

https://www.youtube.com/channel/UCK6-tK7L1sb_hfDW1LRsr5Q



《食品ロス削減に関するインスタグラム》

ノコサーヌ (@nokosa_nu.chiba)



ちば食べきりエコスタイル
キャラクター「ノコサーヌ」

3 プログラム・教材の整備

【取組の方向性】

子どもから大人まで幅広い世代が、遊びや体験を通じて環境への関心を高め、課題解決のために自ら考え、具体的な行動へと結びつけられるよう、本県の自然や文化、産業等の地域資源を活かしながら、発達段階や学習段階に応じた体系的な環境学習プログラム・教材の整備・活用を図ります。

【主な取組】

(1) プログラム・教材の作成

- ・ 多様な主体と連携・協働し、発達段階や学習段階に応じ、本県の自然や文化、産業等の地域特性を考慮した内容のプログラム・教材の作成を進めます。
- ・ プログラム・教材の作成に当たっては、遊びやゲームの要素を取り入れたり、SDGsと関連付ける等の工夫を行うとともに、インターネット・SNSを活用する等、若者や環境に関心の低い人の興味や関心を喚起する内容・手法を検討します。

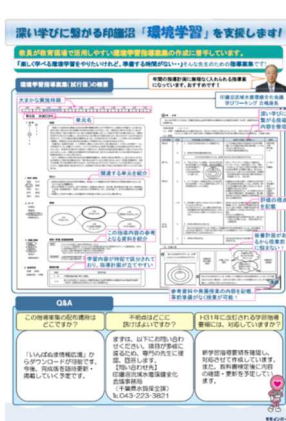
(2) プログラム・教材の活用

- ・ 県が保有するプログラム・教材について、貸し出しやホームページへの掲載等を通じて、学校や地域での活用を促進します。
- ・ 国、民間団体、事業者等、他団体が保有する優れたプログラム・教材に関する情報を収集し、学校や地域において活用されるよう、インターネット・SNSを通じた周知・情報提供に取り組みます。

印旛沼では、流域の関係者（住民・市民団体・専門家・関係機関・行政等）で構成する印旛沼流域水循環健全化会議において、印旛沼・流域が抱える多くの課題（水質や生物・治水等）解決に向けた取組が行われており、その取組の一環として、流域の小中学校等と連携し、印旛沼・流域の水環境を題材とした環境学習が行われています。

《具体的な取組》

(1) 環境学習の実施サポート（教員向け環境学習指導案集、副読本の作成など）



教員向け環境学習指導案集チラシ



環境学習副読本
「印旛沼ってどんな沼」

(2) 印旛沼流域の小中学校の教員を対象とした研修会



(3) 小中学校をモデル校とした印旛沼環境学習の実施



4 参加の場と機会の提供

【取組の方向性】

持続可能な社会の構築に向けて、環境問題を自らの問題として捉え、主体的に行動する人づくりを進めていくためには、多様な環境学習等の場や機会が必要であることから、本県の自然環境や地域資源を活かした体験活動の場や、学校や地域等様々な場での環境学習等の機会を充実させていくとともに、環境学習関連施設の積極的な活用と連携・協働を促進します。

【主な取組】

(1) 体験の機会の場の認定

- ・ 体験を通じた学びの機会を充実させていくため、環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定を推進し、認定の場の周知や学校や地域等での活用促進を図ります。

(2) 多様な学習機会の提供

- ・ 様々な分野、幅広い地域や世代に応じた学習会、講演会、自然観察会、施設見学等の開催や、学校や地域等で行う環境学習の場への講師派遣等を通じて、多様な学習機会の提供に努めるとともに、インターネット・SNSの活用等、時代のニーズに合わせた柔軟な手法で学習機会の提供を進めます。

(3) 環境学習関連施設等の活用と連携・協働の促進

- ・ 環境学習の機会を提供する社会教育施設や民間の学習施設、自然体験の場等の連携・協働を促進し、各施設等の質の向上を図るとともに、学校や地域等における活用促進を図ります。

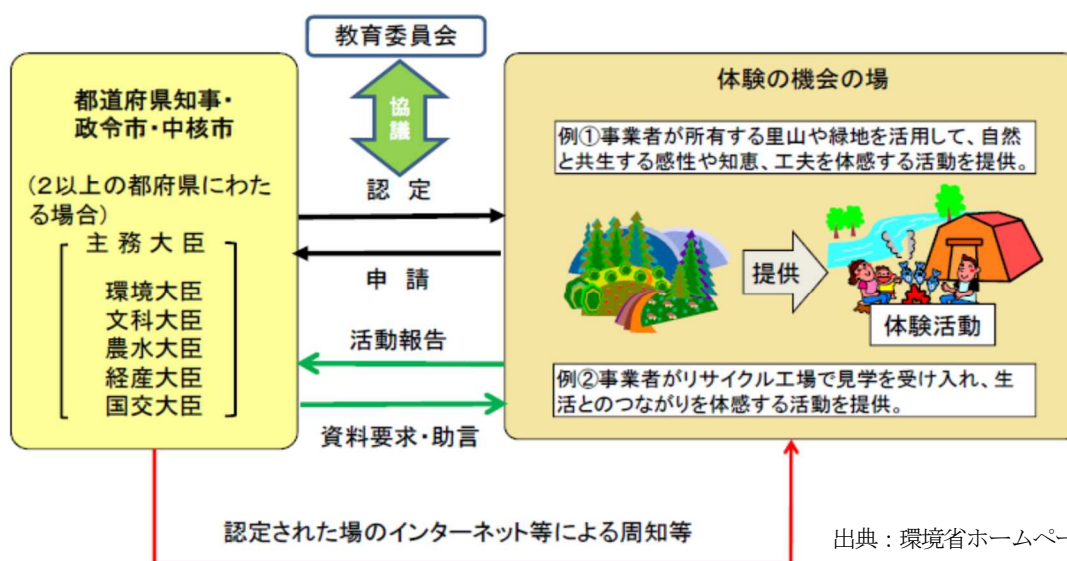
(4) イベント等の実施を通じた参加機会の充実

- ・ 環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントや、環境への意識向上を図るためのキャンペーン・コンクール等の実施により、環境学習等へ参加する機会の充実を図ります。

体験の機会の場は、環境教育等促進法第20条の規程により、民間の土地・建物の所有者等が、その土地・建物を自然体験活動などの体験活動の場として提供する場合に、申請に基づき都道府県知事等の認定を受けることのできる制度です。



認定に当たっては、安全確保や、実施体制等に関する要件を満たす必要があり、環境学習の質の高さを担保するとともに、安心して参加できる体験活動の機会の提供につながっています。



〈千葉県における認定事例：森の墓苑〉

2020年（令和2年）4月1日、県内初の体験の機会の場として、（公財）日本生態系協会が運営する「森の墓苑」（長生郡長南町）が認定されました。

当該認定の場では、土砂採掘跡地に地域在来の樹木や野草を植え、約50年かけて元の自然を取り戻す取組が行われており、その取組の一環として、森や草原を利用した自然体験等の環境学習プログラムを提供しています。



森の墓苑での体験活動の様子

コラム ふなばし三番瀬環境学習館（船橋市）

ふなばし三番瀬環境学習館は、三番瀬の魅力を感じながら、三番瀬や環境について家族や友達と楽しく学ぶことができる施設です。

施設内は、「知る」「考える」「学ぶ」の3つのゾーンで構成され、干潟に生息している生きものや生態系が学習できるほか、市の自然環境や東京湾で

問題となっている青潮の発生メカニズムなど、地球規模の環境問題についても学ぶことができます。

さらに、干潟でカニや野鳥を探すフィールドワークや地元の食材を使った食育ワークショップなど、様々な体験プログラムも実施されており、地域の資源を活かした環境学習が実践されています。



館内シアターで学ぶ様子



体験プログラムの様子

5 活動基盤の充実

【取組の方向性】

環境学習等の取組は、息長く実施していくことが重要であり、県民、学校、NPO等の各主体が継続的に環境学習等に取り組むことができるよう、活動の人的、経済的基盤が安定するような環境づくりを進めます。

また、環境問題は時代に応じて変化していくことから、時代や社会の変化に対応した施策を展開していくための調査研究を継続的に行っていきます。

【主な取組】

(1) 環境関連基金の活用

- ・ (一財)千葉県環境財団に設置されている「ちば環境再生基金」による環境学習等への助成事業の活用を促進し、学校や地域における継続的かつ安定的な活動を支援します
- ・ 地域住民への環境保全の知識の普及、地域の環境保全のための実践活動に対する支援等に関する事業を継続的かつ着実に実施するために設置している「千葉県地域環境保全基金」を活用し、環境学習等の推進を図ります。

(2) 民間資金の活用

- ・ 環境学習等に取り組む県民、学校、NPO等が、活動資金を安定的に確保できるよう、民間団体や事業者が保有する環境関連基金や資金に関する情報を収集・提供する等、民間資金の活用を促進します。

(3) 表彰の実施

- ・ 環境学習等の推進に顕著な功績のあった個人や団体への表彰を通じて、県民の環境への関心と理解を深め、活動の広がりを図ります。



千葉県環境月間表彰式

(4) 調査研究

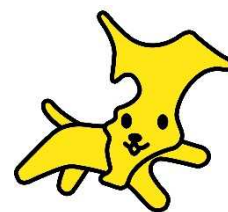
- ・ 各種環境学習講座やイベント等の実施時におけるアンケート調査や、県政世論調査等を通じた県民への意識調査の実施により、環境学習等に関する課題の把握、施策への反映に努めます。
- ・ 国、他自治体、民間団体等や海外における環境学習等の取組状況や先進事例等を調査・研究し、施策の改善・充実に努めます。

コラム

ちば環境再生基金

ちば環境再生基金は、里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、地球温暖化や廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりにともに参加する思いを託せる県民総参加による基金として 2002 年（平成 14 年）に設置されました。

同基金では、NPO等が行う環境保全活動や、市町村・NPO等の協働により実施する環境保全に関する広域的な普及啓発活動、未来の環境学習等を担う人材育成に関する活動等への助成を実施しており、継続的かつ安定的な環境保全活動や、協働による環境保全の取組を通じた地域づくりに貢献しています。



ちば環境再生基金
マスコットキャラクター ちば犬（けん）



ちば環境再生基金助成団体による活動の様子

6 協働取組の推進

【取組の方向性】

本県では、多様な主体による連携・協働を促進し、活動の普及啓発及び団体間の交流を目的とした県内最大級の環境イベント「エコメッセちば」を市民、企業、大学、行政などのパートナーシップにより運営してきたほか、三番瀬や印旛沼・手賀沼、県内各地の里山・里海において、協働による環境保全活動が展開されてきました。

こうした取組の中で築き上げてきた多様な主体とのパートナーシップを継続・発展させ、それぞれの特徴や得意分野を活かしつつ、適切な役割分担のもとで、協働取組を推進するとともに、協働の輪が更に広がるよう、多様な主体の交流の場づくりに取り組めます。

【主な取組】

（1）多様な主体との連携・協働の推進

- ・ 県民、学校、NPO等、事業者、行政など、環境学習等に取り組む多様な主体間の交流・情報交換の機会を提供し、連携・協働した取組を推進します。

（2）若者との協働の推進

- ・ 次代を担う若者の意見を各種施策に取り入れていくため、高校生や大学生等の若者との意見交換を積極的に行うとともに、若者との協働による環境学習等の取組を推進します。

（3）事業者等との協働の推進

- ・ 幅広い世代へ効果的に環境保全についての普及啓発を図るため、多くの人が参加するイベントや観光・集客施設、環境保全に取り組む先進的な事業者等と連携・協働した取組を推進します。

2019年（令和元年）、山武市の本須賀海水浴場が、国際環境認証「ブルーフラッグ」を県内で初めて取得しました。

ブルーフラッグ認証は、環境教育を通じて持続可能な開発を目指すFEE（国際環境教育基金）が付与するビーチ・マリーナ・観光船舶に関する国際環境認証であり、取得に当たっては、「環境教育と情報」、「水質」、「環境マネジメント」、「安全とサービス」に関する33の厳しい基準をクリアする必要があります。

山武市では、美しい九十九里海岸を次世代へ引き継ぎたいとの思いから、行政、地域住民、市民団体、ライフセーバーらが一丸となって認証取得に取り組んできました。

現在も認証継続に向けて、海岸利用者や地域住民への環境教育活動、ビーチクリーンなどの環境保全活動が続けられており、環境教育を通じた地域づくりが進められています。



ブルーフラッグが掲げられた
本須賀海水浴場（山武市）



地域住民と協働でのビーチクリーン

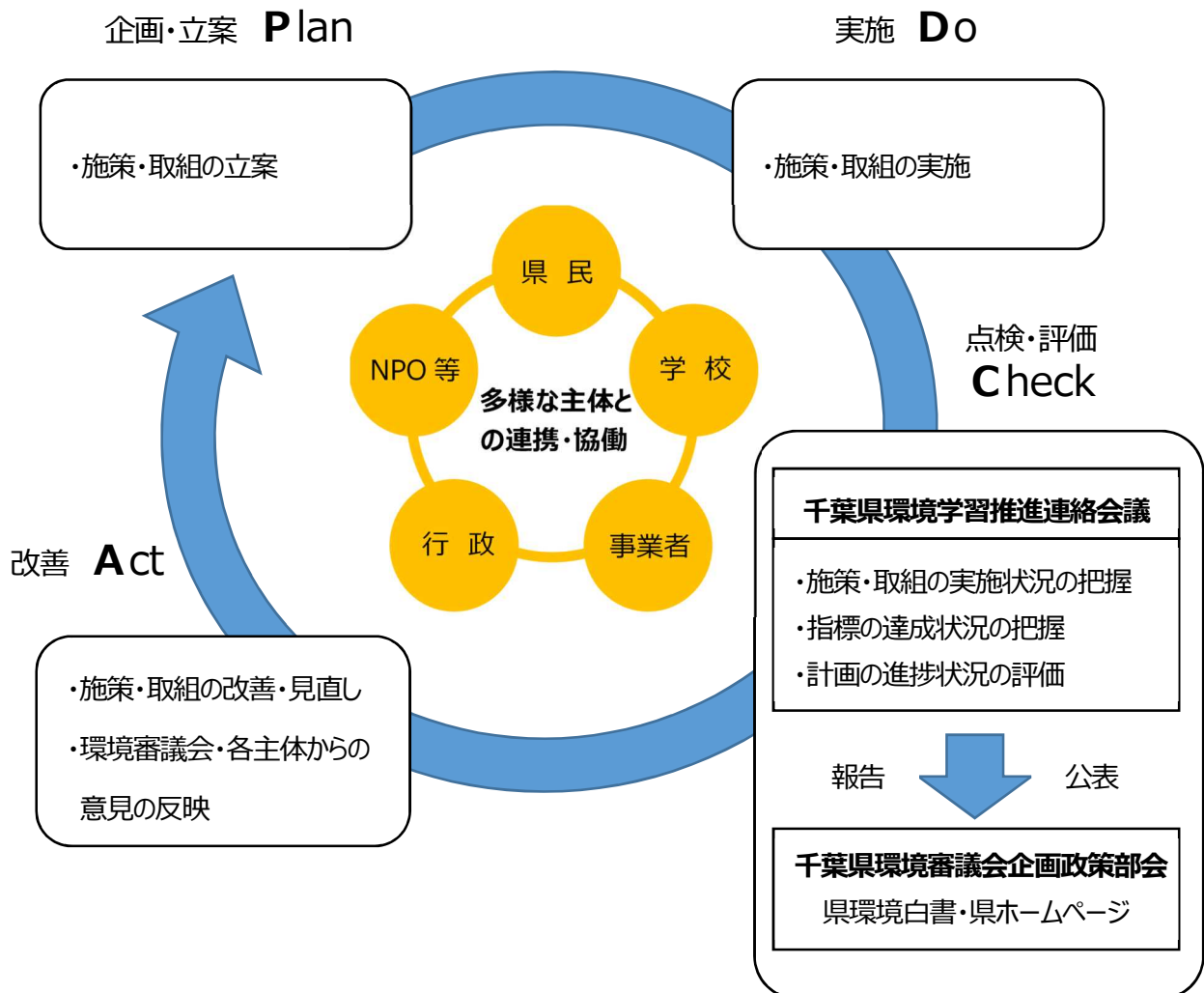
第5章 推進体制

本計画の着実な推進を図るため、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）の考え方に基づき、企画・立案（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Act）という一連の手続きに沿って進行管理を行います。

具体的には、庁内の部局横断で組織された「千葉県環境学習推進連絡会議」を中心に、様々な分野にわたる環境学習等関連施策を総合的かつ体系的に展開するとともに、県民、NPO等、学校、事業者、市町村など環境学習等に取り組む多様な主体との意見交換を行い、取組事例を共有しながら、より効果的な施策の検討や、連携・協働した取組の推進を図ります。

また、毎年度、計画指標の達成状況や各種施策の実施状況を把握し、計画の進捗状況等についての点検・評価を行います。

点検・評価の結果は、千葉県環境審議会へ報告し意見を伺うとともに、千葉県環境白書やホームページ等で広く公表し、県民・NPO等・学校・事業者など各主体からの意見も踏まえ、適宜施策の見直しを図ります。



参 考 资 料

環境学習等をめぐる国内外の動向

| 年 | 国際的な動向 | 国・県の動向 |
|---------------|--|---|
| 1992 (H4) | 国連環境開発会議 [リオ・サミット] 「持続可能な開発」のための教育の重要性を確認。 | 「千葉県環境学習基本方針」策定 |
| 1993 (H5) | | 「環境基本法」制定 法律上初めて環境教育等の推進を規定。 |
| 1995 (H7) | | 「千葉県環境基本条例」制定 |
| 1996 (H8) | | 「千葉県環境基本計画」策定 |
| 2002 (H14) | 持続可能な開発に関する世界首脳会議 [ヨハネスブルグ・サミット] 「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」(2005～2014)を我が国が提案。 | |
| 2003 (H15) | | 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定 環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や情報の提供や理念、方針、人材育成等について規定。 |
| 2006 (H18) | | 「教育基本法」改正 教育目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を規定。 |
| 2007 (H19) | | 「千葉県環境学習基本方針」改定 |
| 2008 (H20) | | 第二次「千葉県環境基本計画」策定 |
| 2011 (H23) | | 改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」制定 家庭、職場、地域等のあらゆる場で自発的な環境教育が行われるよう、幅広い実践的人材づくりにつながる認定制度等を充実させるとともに、協働取組に係る具体的規定を追加。 |
| 2012 (H24) | | 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進についての考え方、進め方、具体的施策が総合的に位置づけられる。 |

| 年 | 国際的な動向 | 国・県の動向 |
|-----------------------|---|--|
| 2014 (H26) | ESDに関するユネスコ世界会議 「国連ESDの10年」の後継プログラムとしての「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の開始。 | |
| 2015 (H27) | 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 「誰一人取り残さない」を理念とする、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられる。 「パリ協定」採択 歴史上初めて全ての国と地域が参加し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を目指すこととされた。 | |
| 2016 (H28) | | 我が国における「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画策定 GAPが定める5つの優先行動分野（政策的支援、機関包括的取組、教育者の育成、ユースの参画、地域コミュニティの参加）に沿って関係省庁が取り組む施策を明記。 |
| 2017 (H29) | | 学習指導要領等の改訂 幼小中高の学習指導要領等が順次改訂され、前文において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられる。（2018（H30）年度以降順次実施） |
| 2018 (H30) | | 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」変更 「体験活動」の意義を捉えなおし、地域や企業が取り組む「体験の機会のある場」の積極的な活用を図ることが示される。 |
| 2019 (H31) (R1) | 「ESD for 2030」採択 GAPの後継枠組として、引き続きGAPの優先行動5分野の下、様々なステークホルダーで構築される1つの包括的ネットワークの構築や、優先行動5分野のパートナーネットワークを超えた横断的活動・協力の強化を奨励。 | 第三次「千葉県環境基本計画」策定 |

千葉県環境学習等行動計画策定までの経過

平成31年3月11日（月）

平成30年度第4回千葉県環境審議会企画政策部会

- ・（仮称）千葉県環境学習等行動計画の策定について

令和元年10月30日（水）

第1回（仮称）千葉県環境学習等行動計画策定に係る意見交換会

- ・環境学習等に関する課題
- ・課題を解決するための取組の方向性

令和元年11月20日（水）

第2回（仮称）千葉県環境学習等行動計画策定に係る意見交換会

- ・行動計画が目指すもの（目標）
- ・行動計画の推進施策・推進体制等について

令和2年3月16日（月）

令和元年度千葉県環境審議会企画政策部会

- ・（仮称）千葉県環境学習等行動計画（骨子案）について

令和2年11月6日（金）

令和2年度第1回千葉県環境審議会企画政策部会

- ・千葉県環境学習等行動計画（素案）について

令和3年3月（予定）

令和2年度第2回千葉県環境審議会企画政策部会

- ・千葉県環境学習等行動計画（案）について

千葉県環境審議会企画政策部会委員名簿

【任期：H29. 9. 7～R1. 9. 6】 ○部会長

| 氏 名 | 役 職 名 |
|-----------|-----------------------|
| 三 輪 由 美 | 千葉県議会議員 |
| 池 邊 このみ | 千葉大学大学院園芸学研究科教授 |
| ○ 倉 阪 秀 史 | 千葉大学大学院人文社会科学研究科教授 |
| 佐々木 淳 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 |
| 瀧 和 夫 | 千葉工業大学名誉教授 |
| 畠 山 史 郎 | 埼玉県環境科学国際センター長 |
| 渡 邊 年 子 | 千葉県連合婦人会会長 |
| 桑波田 和 子 | (特非) 環境パートナーシップちば代表理事 |
| 河 井 信 明 | (一社) 千葉県環境保全協議会副会長 |

【任期：R1. 9. 7～R3. 9. 6】 ○部会長

| 氏 名 | 役 職 名 |
|---------|---------------------------------|
| 伊 藤 とし子 | 千葉県議会議員 |
| 池 邊 このみ | 千葉大学大学院園芸学研究科教授 |
| 上 野 佳奈子 | 明治大学理工学部専任教授 |
| 亀 山 康 子 | 国立環境研究所社会環境システム研究センターセンター長 |
| 近 藤 昭 彦 | 千葉大学環境リモートセンシング研究センター教授 |
| ○ 佐々木 淳 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 |
| 羽 山 伸 一 | 日本獣医生命科学大学獣医学部教授 |
| 桑波田 和 子 | (特非) 環境パートナーシップちば代表理事 |
| 外 山 洋 子 | 市原商工会議所専務理事 |
| 吉 田 一 史 | (一社) 千葉県環境保全協議会副会長 (～R2. 6. 21) |
| 山 下 雅 弘 | (一社) 千葉県環境保全協議会副会長 (R2. 6. 22～) |

千葉県環境学習等行動計画策定に係る意見交換会参加者名簿

| 区分 | 所属等 | 氏名 |
|----------|--------------------------------------|--------|
| ファシリテーター | (特非)環境パートナーシップちば 代表理事 | 桑波田 和子 |
| 県民・NPO等 | アースドクターふなばし 事務局長 | 阿部 利美 |
| | 浦安水辺の会 事務局長 | 横山 清美 |
| | (特非)企業教育研究会 | 市野 敬介 |
| | 房総野生生物研究所 代表 | 手塚 幸夫 |
| | 千葉大学環境ISO学生委員会 | 細萱 桂太 |
| 北野 薫 | | |
| 学校 | 津田沼高等学校 教諭 | 吉田 裕志 |
| | 千葉市立花見川小学校 教諭 | 兒玉 英祐 |
| 事業者 | 生活協同組合コープみらい千葉県本部 参加とネットワーク推進部企画課 | 鈴木 政幸 |
| | | 白井 恵子 |
| | 広栄化学工業株式会社 レスポンスルーム 安全環境部長 | 瀬戸 幸寛 |
| 市町村 | 市原市 環境管理課 副主査 主 事 | 平井 秀作 |
| | | 大川 ちひろ |
| | 山武市 わがまち活性課観光振興係 副主幹 | 鈴木 昌子 |
| 県 | 循環型社会推進課、環境研究センター | |

千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉県環境学習推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境学習の推進に係る総合的な企画に関すること。
- (2) 環境学習に係る施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 環境学習の普及及び啓発に関すること。
- (4) その他環境学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、環境生活部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長は特別に必要があると認めるときは、協議事項に関係のある職員に連絡会議への出席を求めることができる。

(会長)

第4条 会長は、連絡会議を主催し、これを代表する。

- 2 会長に事故あるときは、会長が指定する者がその職務を代行する。

(部会)

第5条 必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、環境生活部循環型社会推進課内において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成5年1月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する。

別表（第3条第3項）

| | |
|-------|---|
| 総務部 | 総務課長 学事課長 |
| 総合企画部 | 政策企画課長 水政課長 |
| 健康福祉部 | 健康福祉政策課長 高齢者福祉課長 |
| 環境生活部 | 環境政策課長 大気保全課長 水質保全課長 自然保護課長 循環型社会推進課長 暮らし安全推進課長 県民生活・文化課長 |
| 商工労働部 | 経済政策課長 産業振興課長 |
| 農林水産部 | 農林水産政策課長 農地・農村振興課長 森林課長 水産局漁業資源課長 |
| 県土整備部 | 県土整備政策課長 河川環境課長 都市整備局公園緑地課長 |
| 企業局 | 管理部 総務企画課長 水道部 計画課長 |
| 教育庁 | 企画管理部 教育政策課長 教育振興部 生涯学習課長 学習指導課長 特別支援教育課長 文化財課長 |

千葉県環境学習等行動計画

令和 年 月

千葉県環境生活部循環型社会推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-2760

HP :